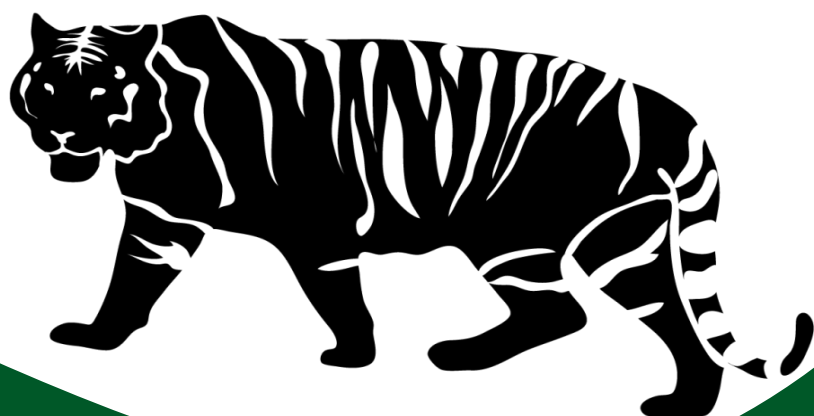


平成 28 年度

四日市市

市民協働 虎の巻





「市民協働虎の巻」



目次

第1章 「市民協働」を知ろう	・・・ 2
第2章 「市民協働」で取り組もう	・・・ 7
第3章 「市民協働」の評価は？	・・・12
(参考)	
事前評価・役割分担シート	・・・14
実施中評価シート	・・・15
ふりかえり評価シート	・・・16
「市民協働」に役立つ窓口一覧	・・・18
あとがき	・・・19

第1章



「市民協働」を知ろう



地域では、社会貢献の意欲の高まりとともに、市民や事業者の皆さんが主体的に地域づくりに取り組まれています。さらには、これらの取り組みを、より効率的かつ効果的に進めるために、さまざまな主体と一緒に取り組むことが、これからの豊かな地域社会を築くうえで求められています。

そこで、四日市市では、平成 27 年 4 月に「市民協働促進条例」を施行し、さらに、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、平成 28 年 3 月に「市民協働促進計画」を定めました。

この計画は、行政だけでなく、市民等、事業者など地域を構成するすべての主体が連携、協働して市民協働のまちづくりを進めていくための指針となるものです。

このような「市民協働」の考え方や進め方について、皆が理解を深め、良い成果につなげていくことを目的に本書を作成しました。

1. 市民協働の必要性



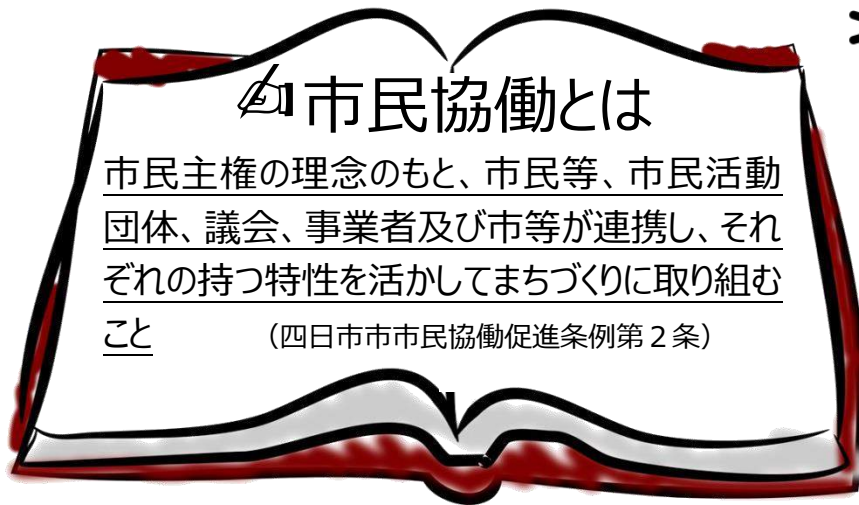
公共性が高い活動の担い手として、自治会等の地縁団体・NPO・ボランティア団体・事業者など多様な主体が関わり、それぞれの得意分野や能力・経験をまちづくりに生かしていくことが必要となってきます



ひと口用語解説

NPO…「Non-Profit Organization（非営利組織）」の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、構成員に対して収益を分配することを目的としない団体。四日市市市民協働促進条例及び四日市市市民協働促進計画では、ボランティア団体との整理を図るため、法人格を有するものとしている。

2. 市民協働の定義

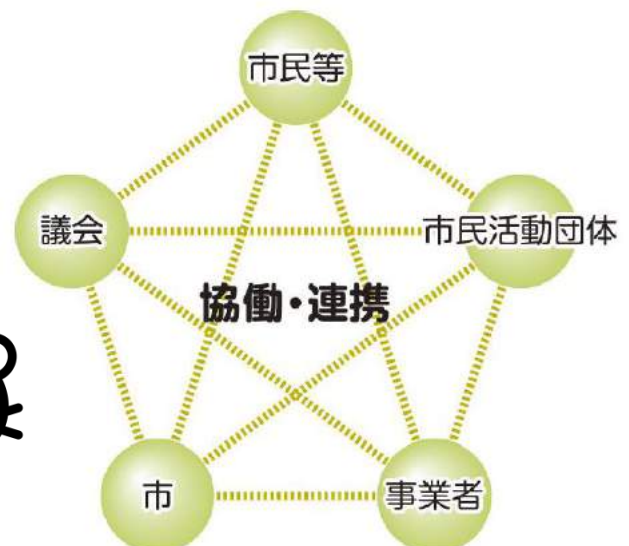
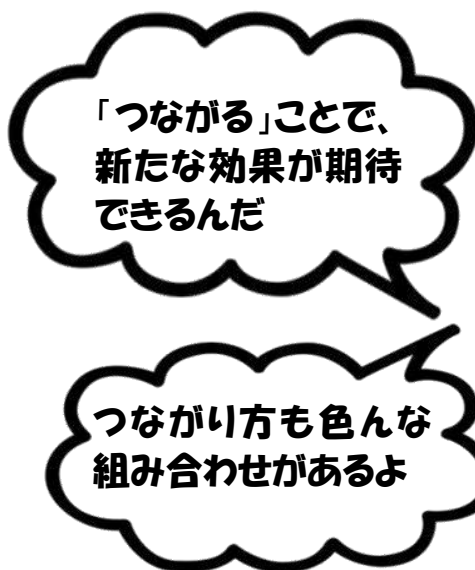


お互いの役割を理解したうえで、連携しながらまちづくりをしよう！

3. 市民協働の担い手と領域

地方分権が進み、地域のことは地域住民が決定し、個性的で豊かな地域社会を築くことが求められています。このような状況下においては、公共的な課題の解決は、地域住民等、他のさまざまな主体も「公共の担い手の一人」として共に取り組むものであるとの意識の転換が必要です。

市民協働促進条例第3条の基本理念の中では、「市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない」と定めています。



図：市民協働の担い手と領域のイメージ

ひと口用語解説

CSR…「Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）」の略称。企業が社会に与える影響に責任を持つこと。

🤝 さまざまな「担い手による協働・連携」を紹介 🤝

市民協働でつながる事例はどのようなものがあるでしょうか？
ここでは、さまざまな担い手が連携して「つながる」事例を紹介します

「つながる」事例 その① 市民等 市民活動団体 など

地域の支え合い活動

市内各地では、元気でいきいきと、住み慣れたまちでずっと暮らし続けたい、そんな思いからスタートした地域での支え合いの取り組みが、地域の団体やNPOなどによって始められています。

【取り組み例】

- ・高齢者等の生きがいづくり（例：サロンやカフェの開催）
- ・日常家事等の支援（例：暮らしのお手伝い事業）
- ・困窮家庭の子育て支援（例：子ども食堂の運営）

これらの取り組みでは、その他の地域団体や医療機関などの連携に加え、多くの地域住民が支える側となって参加しています。



「つながる」事例 その② 市民活動団体等 市 など

市民活動団体等と市との協働事業

行政のさまざまな分野における公共的な課題の解決に向け、市民活動団体等の専門性や地域性を生かした協働による委託事業が、市民活動団体等と市との協働で行われています。

【取り組み例】

- ・多文化共生支援（例：日本語学習支援事業）・男女共同参画支援（例：さんかくカレッジ）
- ・子育て支援（例：ファミリー・サポート・センター事業、子どもと若者の居場所づくり事業）
- ・障害者支援（例：ふれあい農園運営事業、こころのバリアフリー推進事業）
- ・環境保全活動（例：エコパートナーシップ推進事業、里山整備事業）



ひと口用語解説 コミュニティビジネス…住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する取り組み。

「つながる」事例 その③ 事業者 市民活動団体 など

事業者と市民活動団体による地域づくり

市内では、地域の事業者が祭りや行事に協賛することや、清掃活動などの環境美化活動に従業員が積極的に参加するなど、地域貢献活動を行う事業者と地域の団体やNPOなどが連携、協力し合って地域づくりを行う協働の取り組みが活発に行われてきています。

それらの取り組みにおいては、事業者が支援者となり、市民活動へ資金を提供するものや、市民活動団体が地域に密着した公共交通などの公益性の高い事業を支援するものなど、さまざまな連携の取り方があります。

【取り組み例】

- ・事業者による市民活動への助成
(例：NPO サポートファンド)
- ・市民活動団体による公共交通利用促進への支援
(例：あすなろう鉄道沿線美化活動)
- ・市民活動団体への支援
(例：プロボノ活動(※)支援)



※ 「プロボノ活動」について

プロボノとは、ラテン語の ProBonoPublico（公共善のため）を語源とする言葉で、社会的・公共的な目的のために、職業上持っている専門的な知識やスキル、経験を生かして社会貢献するボランティアのことを言います。

市では、専門的知識を持ち社会貢献をしたいと考える社会人と、それらの人からサポートを受けたい市民活動団体をつなぐプロボノ活動支援として「プロボノ1Day チャレンジ」を実施しています。

支援を受けた市民活動団体からは、「運営についての貴重なアドバイスがもたらえた」「活動内容を深く理解してもらえた」などの声がありました。

ひと口用語解説 クラウドファンディング… 群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語。

不特定多数の人がインターネットなどを經由して他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

市民活動団体等への中間支援活動

市内には、市民協働に関わるさまざまな主体の間に立って、それぞれの活動の支援や連携を図る中間支援の機能を持った市民活動団体があります。こうした中間支援団体は、市民活動団体に対して全体的な観点から相互の連携、情報交換の場やノウハウの提供、活動の助言などを行っています。

このような、市民活動団体の育成・強化や、そのための基盤づくりの推進、市民活動団体と行政や事業者等との資源の仲介などを行う中間支援活動は、市民協働の促進に重要な役割を果たしており、その必要性はますます高まっています。

【取り組み例】

- ・市民等による市民活動への寄附
(例：公益財団法人ささえあいのまち創造基金による助成)
- ・市民活動への人材等の支援 (例：人財ポケットよっかいち)
- ・市民活動団体の基盤強化等への支援
(例：特定非営利活動法人四日市 NPO 協会による
各種講座の開催、情報発信)



このような
「中間支援」が、
これからもさらに
重要になるよ

これらのほかにも市内には

たくさんの **つながる** があります。

それらのパターンには、決まりはありません。



それぞれの取り組みに対する効果的な「つながる」を作って

市民協働 のまちづくりを進めましょう！

ひと口用語解説

中間支援団体（組織）…市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援する団体（組織）であり、市民活動団体等への相談業務や情報提供などの支援及び人材や資金等の市民活動に必要な資源の仲介、政策提言等を行う団体（組織）。

第2章



「市民協働」で取り組もう



1. はじめる前に

市民協働は、さまざまな主体が連携して取り組むことなので、必ず相手があります。よって、何かを市民協働で取り組もうとする場合、基本となる約束事があります。ここでは、市民協働をはじめる前の心構えを紹介します。

自主性と自立性の尊重

それぞれの主体はそれぞれに独立し、自主性と自立性を持って活動していることを理解し、相手の活動に干渉したり自立性を阻害したりしないようにしましょう

相互理解

双方の考えや特性を理解・尊重し、相互に長所を活かしつつ、足りない部分を補い合いながら協働の取り組みを進めましょう

対等な関係の構築

市民協働の相手と相互に対等の立場であることを自覚したうえで、より良い協働の関係を築きましょう

公平・公正と透明性の確保

それぞれの主体が、自らの情報を積極的に公開することによって、理解し合い、信頼し合える関係を築きましょう

目標と検証結果の共有

取り組みの目的・目標を共有し、取り組んだ結果を検証し、お互いに讃え、振り返りをしましょう



**何はともあれ、まずは
お互いをよく知るように
しましょう！**

That's communication!

ひとこと用語解説

SNS…「Social Networking Service」の略称。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

2. 協働・連携に向けた「虎の巻 十箇条」

「自分たちだけでは解決できない」、「さらなるチャレンジをしたい」と感じて、協働・連携の必要性が生まれます。そのような市民協働の領域において、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市が、効果的に協働・連携を図っていくためには、前述の心構えに加えて、さまざまな工夫やコツが必要となります。

そこで、ここでは、それらに必要と思われる「虎の巻十箇条」を紹介します。

なお、この十箇条は、市民活動に関わる方からのご意見や、編集ワーキングで出た提案等を参考に作成したものであり、今後も必要に応じて改訂していきます。

四日市市の市民協働 虎の巻 十箇条

□ その1 良い協働の相手は、普段の“つながり”から

分野や活動の内容などが異なる組織同士は、良い協働の相手となることが多々あります。普段からアンテナを高くして、さまざまな団体等と緩いつながりを保っておくと、いざというときに役に立つことでしょう。

□ その2 協働の相手を理解し、尊重する

協働の相手の特性や組織の状況を理解するとともに、相手も公共善のために取り組んでいることを尊重して接することが大切です。よく知っている団体であれば、なおさら、お互いのルールやマナーを守るようにしましょう。

□ その3 直接話し合い、課題・目的・目標を共有する

協働においては、課題と目的、目標を共有することはとても重要です。異なる組織同士が協働を進めるためには、電話やメールよりも、たとえ短い時間でも顔を合わせて直接話し合うことがより効果的です。

□ その4 お互いの強みやできることを確かめ合う

協働を円滑に遂行するうえでは、まずお互いにできることを確かめ合っておくことが大切です。相手は当然できだろうと決めつけることや、確認不足でお互い気まずくなることは避けておきたいですね。

□ その5 相手に重荷とならないよう配慮して継続を

協働の相手から、無償で技術や知識、人材などの協力をしてもらえる場合、その好意は長続きしないことがあります。無理のない範囲をあらかじめ確認、相談しておきましょう。

□ その6 まずは、自分の組織がきちんとしていること

協働の相手が曖昧な会計処理をしていたり、その組織の人たちで言うことが違ったりすると困ります。一方、自分の組織がそうであると相手も困ることになります。日ごろから、健全な運営や、会員等との意思疎通を心がけましょう。

□ その7 数値や文言などで具体的に共有

取り組みに必要となる人材や資材、経費などをできるだけ具体的な数値や文言にして協働の相手と共有することで、円滑に役割分担が図られます。また、その取り組みに対して新たな協力を得るための材料にもなります。

□ その8 つながり方はさまざま、できることから始める

協働のつながり方には、少し協力することや契約など、さまざまな形態があります。まずは、お互いのリスクの少ないところから合意していきましょう。双方で得意なことを生かし、苦手な部分を補い合える関係が理想です。

□ その9 行き違いには、しっかり向き合い、相談を

協働を進めていると、行き違いに直面することがあります。その時は、その問題に冷静に向き合い、真摯に対応することが求められます。それでも困難な場合は、第三者に相談することも解決する手立てとなります。

□ その10 楽しみながら創意工夫で効果を生み出す

協働を進めるうえで、お互いが新たな効果を得られるような創意工夫も大切です。結果としてその時には得られなくても、長期的には生きてくることもあります。何を生み出せるのかを楽しみましょう。



～☆ 市民協働促進計画について ☆～



2ページの「市民協働」を知ろうで触れましたが、本市では、市民協働促進条例に基づき、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、平成28年度から平成32年度の5カ年を計画期間とする「市民協働促進計画」を定めています。この計画では、下記の4つの基本方針のもとで具体的な取り組みを展開しています。

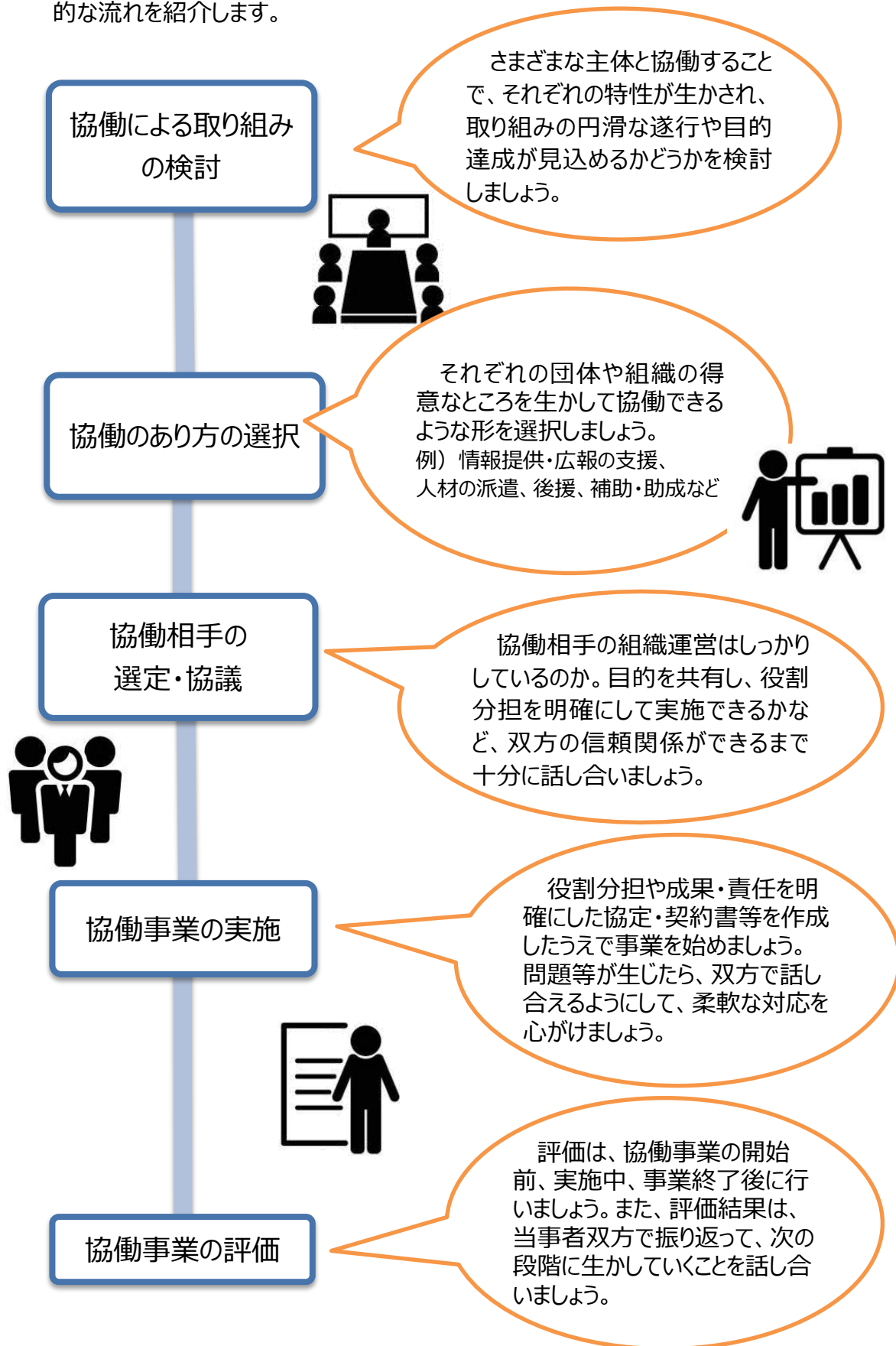
- 【基本方針】
1. 市民協働を促進する意識づくりと人材育成
 2. 市民協働を促進する情報の発信と共有
 3. 市民協働を促進する市民活動団体の育成・強化
 4. 市民協働を促進する市民活動の活性化

平成28年度から、この基本方針に基づき32の事業に取り組んでいます。主な取り組みやその内容につきましては、ホームページに掲載の「市民協働促進計画」の本冊及び概要版をご覧ください。

3. 市民協働による取り組みを進めてみよう！

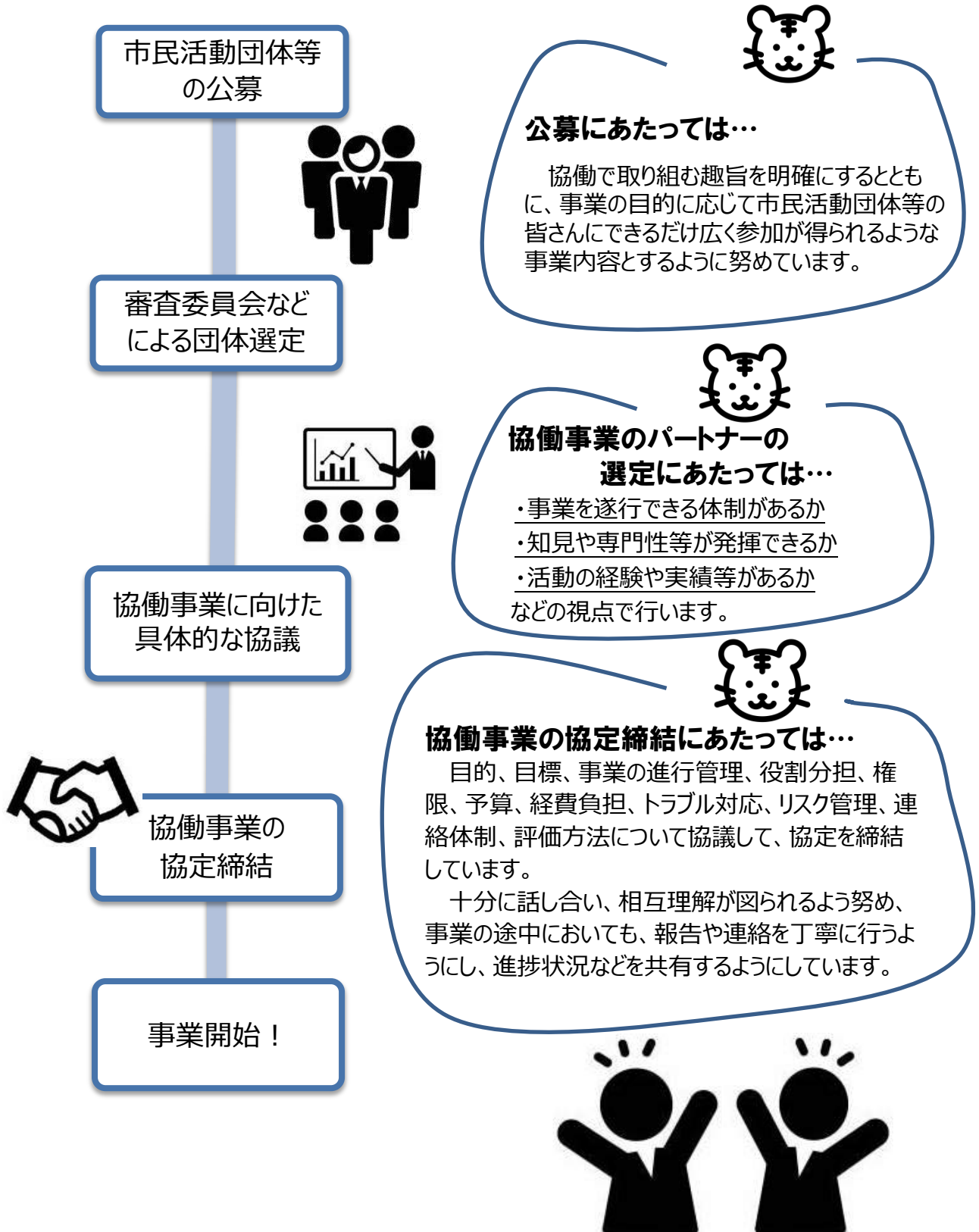
(1) 市民協働の基本的な進め方

ここでは、さまざまな主体が、別の団体と協働で事業を始めようとするときの基本的な流れを紹介します。



(2) 市が協働事業を行う場合の一般的な進め方について

市では、市民活動団体等と協働して事業を行う場合において、事業目的に応じて公募等により公平な参加機会を提供するよう努めるとともに、「事業実施にあたって必要な知識などを有しているか」「事業が滞りなく実施できる体制であるか」などの視点を持った公正な審査を経て、協働事業のパートナーを選定しています。



第3章



「市民協働」の評価は？



1. 評価についての考え方

市民協働の評価方法は、当事者双方が事前に協議して決定し、事業の各段階あるいは事業終了後に評価を行うこととします。

評価の基準を明確にすることで、問題点を明らかにし、改善に向けたふりかえりが可能となります。また、事業自体が成功しても、市民協働の観点から見ると、双方の関係が対等でなかったり、信頼関係を築くことができなかった場合は、評価が低くなることもあります。

実績を踏まえながら、双方の知恵を持ち寄り、お互いが市民協働の次のステップへ進むため、使い勝手の良い評価シートを作っていくことが望ましいと考えられます。

2. 評価の視点

- (1) 市民協働により市民等、市民活動団体、市などにどのような効果・変化があったのか
- (2) 市民協働の結果として、受益者や社会にどんな効果があったのか
- (3) 市民協働の実施プロセスがどうであったか

など、さまざまな視点があります。

当事者双方が自己評価を行い、評価結果を持ち寄り協議することによって、より良い市民協働の実現を目指します。

3. 評価のポイント

◆何のために評価するのか（目的）

市民協働の成果だけではなく、事業の過程を共通のしくみで評価し、「課題の共有や改善のために活用すること」に重点をおきます。

◆何を評価するのか（対象）

市民協働の内部検討、協議、実施、終了の各段階の過程における各主体の市民協働への理解度や取り組み姿勢と事業の成果を評価します。

◆誰が評価するのか（主体）

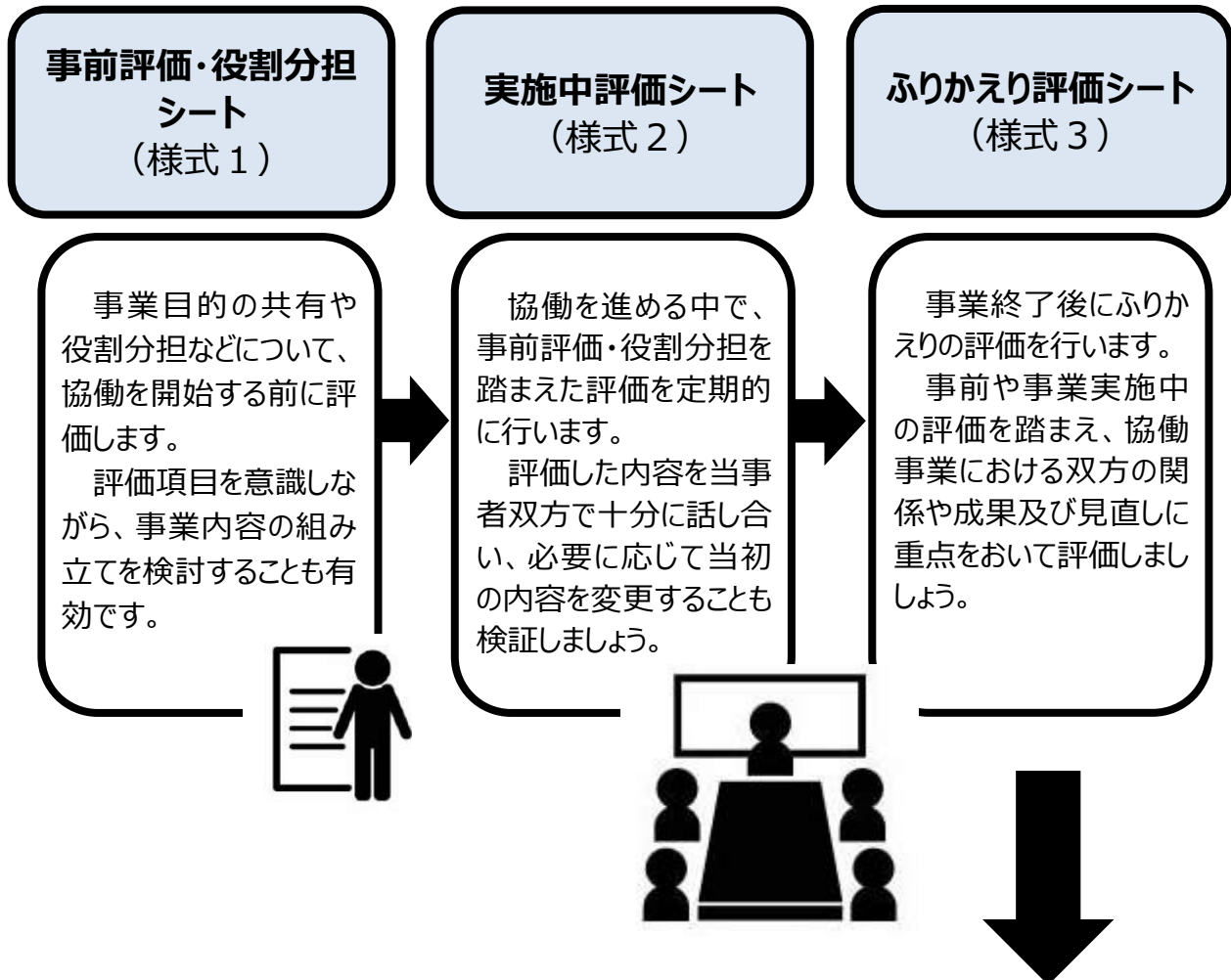
市民協働の当事者双方が評価します。

◆どのように評価するのか（手法）

市民協働における各段階ごとに項目別で、○×、レ点等により評価を行います。そのうえで双方の評価の一致や差異について話し合いを行い、評価の共有化を図ります。

4. 評価の実施

評価の流れ



5. 評価結果の活用

市民協働に関する情報を蓄積していくためには、当事者双方の評価に基づく「ふりかえり」が重要です。これらの積み重ねが、市民協働を次の段階に進化させていきます。また、市民協働で実施した事業のことを知りたい市民に対して、わかりやすい情報公開資料としても活用できます。





事前評価・役割分担シート



(様式 1)

* 評価を◎、○、△、×で記入してください

評価実施日： 年 月 日

項 目	評 価
市民協働の意義・ルールを理解しましたか。	
解決すべき課題を明らかにできましたか。	
お互いの特性・立場・状況などを確認できましたか。	
事業目的を明らかにし、共有できましたか。	
役割分担を明確にできましたか。	
お互いの強み・弱みを確認し合いましたか。	
事業の成果目標を明らかにしていますか。	
問題解決後のイメージを共有できましたか。	
コストは適正ですか。	
支払い方法を協議できましたか。	
市民協働の目的を文章化して共有できましたか。	
分かりやすい企画書・契約書を作れましたか。	
トラブルへの役割や対処は協議しましたか。	
協議は対等に行えましたか。	

◎…評価できる ○…どちらかといえば評価できる △…どちらかといえば評価できない ×…評価できない

役割分担表

※必要に応じて当事者数や業務項目数を加除して利用してください

協働の当事者		
①	②	③
	業 務 項 目	担当団体
1		
2		
3		
4		
5		



実施中評価シート



* 事前評価・役割分担シートの内容を踏まえ、協働が進んでいるかについて、レ点でチェックをしてください。状況に変化が生じた場合は、コメント欄を活用し、当事者双方で話し合いを行いましょ

チェック実施日： 年 月 日

評価項目	チェック	コメント
市民協働の意義・ルールを理解のうえ進めていますか。		
解決すべき課題の状況に変わりはないですか。		
お互いの特性・立場・状況などに変わりはないですか。		
共有している事業目的を確認できていますか。		
役割分担が円滑に行われていますか。		
お互いの強み・弱みを生かして進められていますか。		
事業の成果目標に変わりはないですか。		
問題解決後のイメージに変わりはないですか。		
現時点でのコストは適正ですか。		
支払い方法などに変わりはないですか。		
共有している市民協働の目的に変わりはないですか。		
企画書の内容に変わりはないですか。		
トラブルへの役割や対処方法に変わりはないですか。		
協議は対等に行えましたか。		



ふりかえり評価シート



評価実施日： 年 月 日

事後評価	
1. 企画・計画	
①事業目的を明確にし、市民協働の必要性について十分検討しましたか。	
評価	理由
②事業計画は双方協議して作成しましたか。	
評価	理由
2. 実行	
①事業の進捗を共有しましたか。	
評価	理由
②お互いに役割を果たしましたか。	
評価	理由
③適切に進捗管理できましたか。	
評価	理由
3. 評価	
①双方の組織内部で事業を振り返りましたか。	
評価	理由
②受益者の評価を得られましたか。	
評価	理由
③双方で事業を振り返りましたか。	
評価	理由
④事業の目的・市民協働の目的は達成されましたか。	
評価	理由
⑤市民協働の過程は順調でしたか。	
評価	理由

4. 見直し	
①改善すべき点が明確になりましたか。	
評価	理由
②改善方法は具体的ですか。	
評価	理由
③満足のいく結果でしたか。	
評価	理由
④今後も協働したいと思いますか。	
評価	理由

- 【評価】 ◎…評価できる
○…どちらかといえば評価できる
△…どちらかといえば評価できない
×…評価できない

(記入例)

①事業目的を明確にし、市民協働の必要性について十分検討しましたか。	
評価 ◎	理由 事業実施に向けた企画会議を通じて、お互いの役割分担を明確にすることができた。



「市民協働」に役立つ窓口一覧



市との協働に関する相談・支援について

四日市市 市民文化部 市民協働安全課

電話：059-354-8179

FAX：059-354-8316

市民活動に関する相談について

四日市市なやプラザ

住所：四日市市蔵町 4-17 開館時間：9:00～22:00

電話：059-357-1370

FAX：059-357-1371

HP：<http://www.npo-naya.jp/>

NPO 法人に関することについて

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NPO 班

電話：059-222-5981

FAX：059-222-5984

HP：<http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/index.htm>

ボランティア活動について

四日市市社会福祉協議会 ボランティアセンター

電話：059-354-8144

FAX：059-354-6486

HP：<http://yokkaichi-shakyo.or.jp/home/02/>

市民活動に必要な資金・人材・物品等について

ささえあいのまち創造基金

電話：059-363-3539

FAX：059-363-3667

HP：<http://mie-ssb.jp/>



四日市市の市民活動団体の情報交換サイト

四日市市 市民活動情報ポータルサイト

HP：<https://tsunagaru-yokkaichi.com/>

あとがき

「地方消滅」というキーワードが話題になるなど、人口減少が進むなか、地域での市民協働の重要性はますます高まってきています。しかし、いざ実際に違う立場の人たちや組織と新しいことに取り組もうとすると、戸惑ってしまうことが多いのではないのでしょうか。そこで、私たち自身も含め、市民や市民活動団体、事業者の皆さんであらためて市民協働を理解し、実践していけるようにと、この「市民協働虎の巻」をまとめました。

この冊子を作成するにあたり、さまざまな市民活動をされている方々とお話をしました。その中で、「身近な課題に気付いた人が、ひとまず行動を起こす。そんな小さな行動から、徐々に仲間を増やして、大きな流れを作っていくことが大切である」と感じました。そこで、この冊子を手にとった皆さんが、市民協働に興味を持ち、いつでも誰でも始めることができると感じていただければとの思いで編集を行いました。

これからも、この冊子を読んで実践いただいた内容を踏まえて改訂を行い、より使い勝手の良いものにしていきたいと考えています。今後も、ご意見やご感想などをお寄せいただき、この「市民協働虎の巻」の成長を応援してください。



平成 28 年度 「市民協働虎の巻」編集員

危機管理室	市村 勝	広報広聴課	老谷 慎介
人権センター	林 享太	財政経営課	廣田 厚史
健康福祉課	岡崎 晃典	こども未来課	堀田 智子
商工課	清水 秀樹	環境保全課	金津 隆司
都市計画課	中谷 英俊	教育総務課	坂下 亮介
消防救急課	小住 秀樹	上下水道局総務課	内田 智代
病院総務課	森嶋 隆		

四日市市「市民協働虎の巻」

平成 29 年 3 月

発行 四日市市 市民文化部
市民協働安全課

〒510-8601

四日市市諏訪町 1 番 5 号

電話 059-354-8179